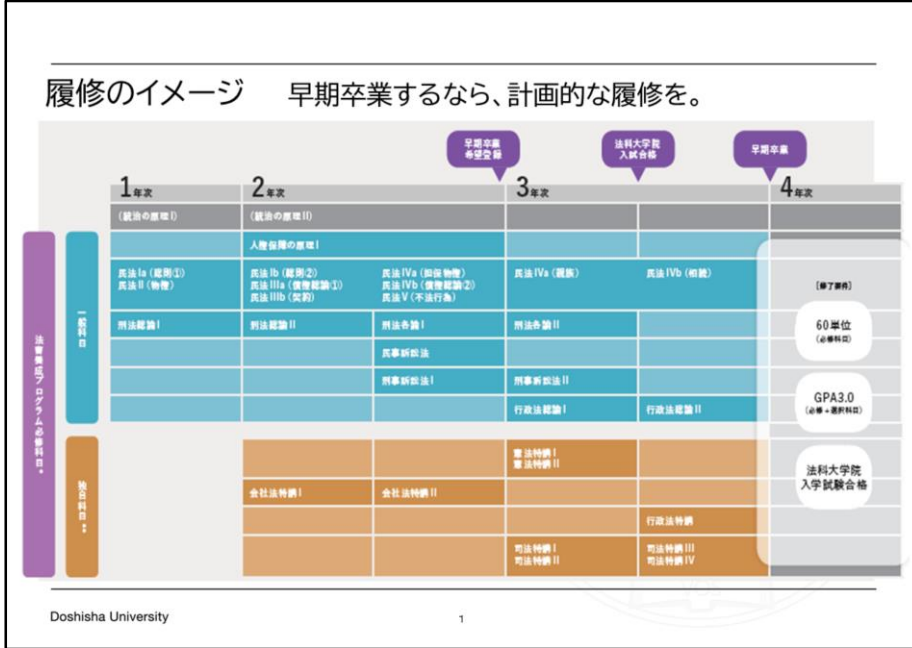


法曹養成プログラム(法曹コース)の履修例

同志社大学法学部

法曹養成プログラムについては
パンフレット「法曹を目指すあなたへ」
をごらんください。

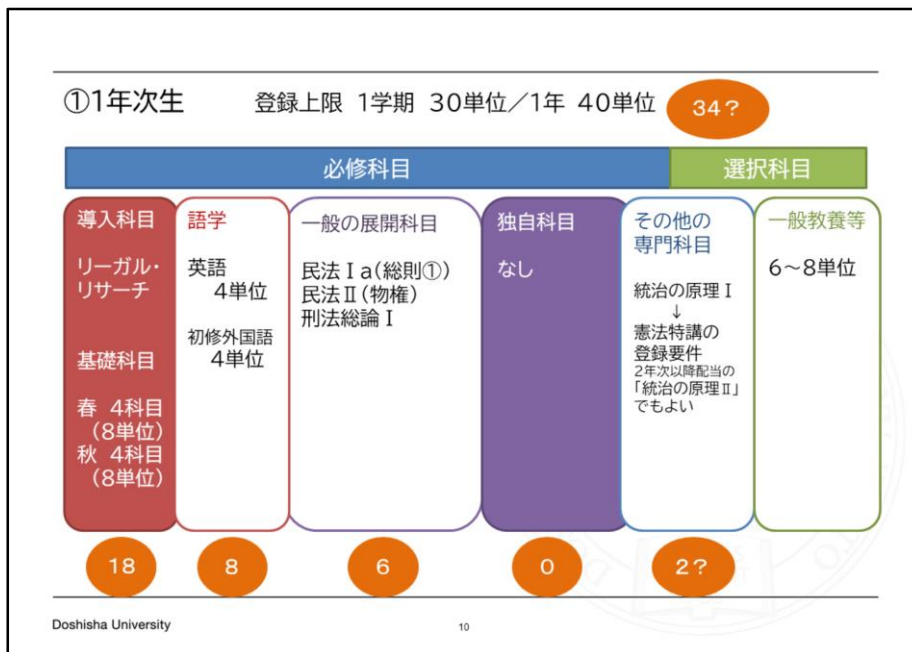




法曹養成プログラムの履修のイメージです。必修科目数が多いので、早期卒業を考えている場合は、1年生からの計画的な履修が必要です。次のスライドからは、1年生から3年間で履修するための履修例を示します。

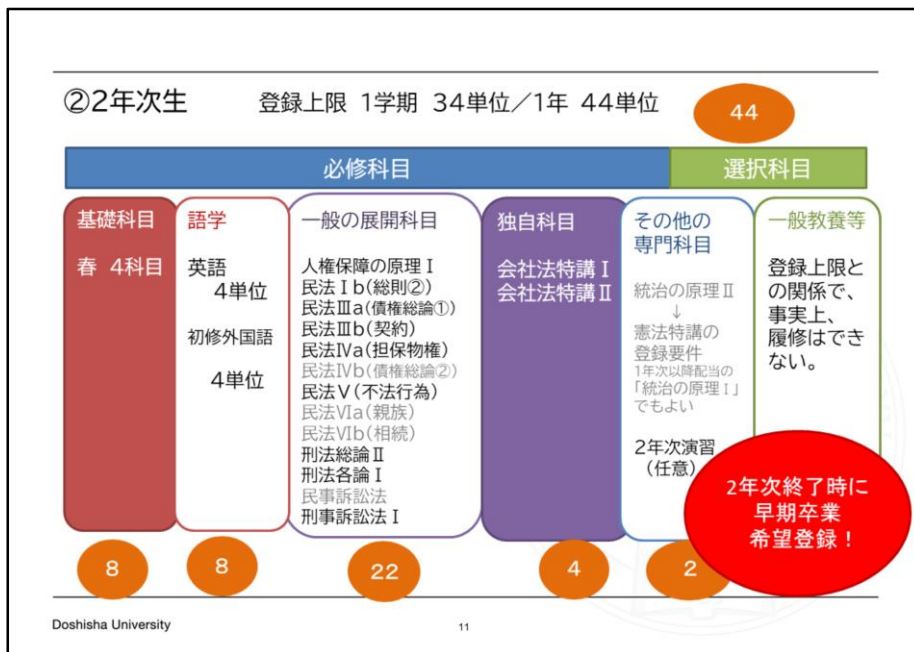
4年で卒業する場合は、2年生から3年生のうちに、「法曹コース修了見込み」が要件となる独自科目（憲法特講・行政法特講・司法特講）以外の科目を履修しておくことが望ましいでしょう。

なお、2019年度生については、入学後に「法曹コース設置」が決められましたので、このカリキュラムどおりではありません。



法律学科の1年生は、春学期に、導入科目のリーガル・リサーチと基礎科目の基本的な人権概論、民法概論、刑法概論、法と社会、秋学期に基礎科目の商法概論、民事手続法概論、刑事手続法概論、国際社会と法を履修します。これで9科目18単位。

語学が英語と初修外国語で8単位、法曹養成プログラムのうち、1年次配当の必修科目は、一般の展開科目が民法ⅠaとⅡ、刑法総論Ⅰの3科目で6単位、独自科目はありません。その他の科目としては、法曹養成プログラム科目ではありませんが、統治の原理ⅠまたはⅡが憲法特講の登録要件になっていますから、1年生のうちに履修しておくことをおすすめします。そうすると、これだけで34単位あります。1年生の登録上限は1学期30単位、1年で40単位なので、あと6単位、統治の原理Ⅰをとらなければ、8単位ほど余裕がありますので、一般教養科目を履修しておくともよいと思います。

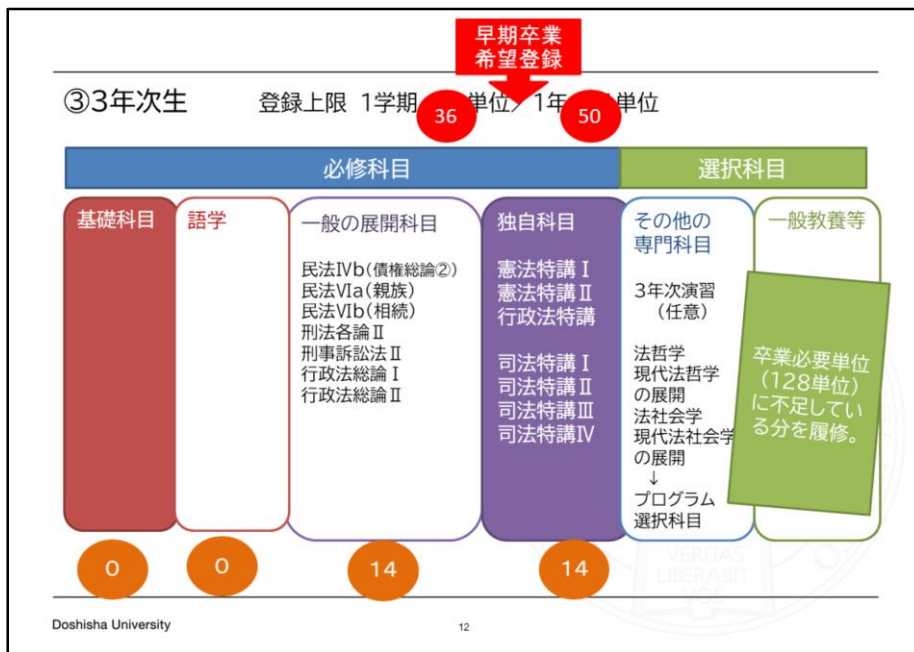


2年生では、基礎科目が行政法概論、知的財産法概論、雇用と法、国際社会と民事法の4科目で8単位、語学が8単位、法曹養成プログラムのうち、2年次配当の必修科目は一般の展開科目が13科目28単位、独自科目が2科目4単位、これだけで48単位、憲法特講の登録要件である統治の原理 II を履修し、さらに2年生からはゼミが始まるので、2年次演習も登録するとなると、+4単位で、52単位と、登録上限44単位を超えてしまいます。

1年生で統治の原理 I を履修し、一般の展開科目のうち、民法2科目、あるいは、民事訴訟法を3年生で履修することになると、44単位におさまります。民法科目では、応用的な内容である民法 IV b や、家族法を3年生にまわすとよいでしょう。

ゼミをとりたければ、6単位分を、3年生にまわすこととなります。

早期卒業を希望する人は、2年次終了時に、早期卒業希望登録を忘れずに行いましょう。



3年生になる前に、早期卒業希望登録を行います。そうすると、登録の上限が1学期34単位から36単位へ、1年44単位から50単位へ上がります。

そのうえで、法曹養成プログラムの必修科目のうち、一般の展開科目では、2年次配当のもの残り、3年次配当の4科目8単位、独自科目では3つの講義科目と4つの演習科目を履修します。

その他の科目については、ゼミや法曹養成プログラムの選択科目を中心に、卒業必要単位128単位をどのようにして満たすかを考えながら、履修しましょう。